平成２３年（フ）第２８０号
茨城県那珂郡東海村大字村松1249番地10　ＳＳハイツＣ202
債務者　鈴木　　研
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
茨城県ひたちなか市大字三反田3419番地
債務者　大串みすず
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
茨城県水戸市城東１丁目15番75―310号　市営城東住宅
債務者　作山　智子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０６号
茨城県那珂市菅谷4329番地１
債務者　斎藤　　学
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０号
茨城県石岡市東石岡４丁目９番１―103号
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
千葉県君津市南子安４―８―14　ハッピーコーポラス森　103号室、住民票上の住所東京都羽村市羽中２丁目４番19号　コーポ羽村103
債務者　鈴木　伸裕
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２０３号
山梨県甲府市朝気２丁目１番31号　コーポボンバディア206
債務者　小林　一三
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
山梨県甲府市堀之内町769番地
債務者　内藤　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
長野市三輪９丁目５番20―302号　コーポオネヤマ
債務者　村上　豊敦
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
長野県東御市滋野乙2202番地５　グリーンハイツＡ―101
債務者　松尾　　猛
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２１７号
岐阜県各務原市鵜沼丸子町２丁目415番地６
債務者　岡田　香里
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
岐阜県関市東日吉町22番地
債務者　國枝　祐浩
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
岐阜県羽島郡笠松町門間46番地の３
債務者　福岡美佐枝
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７４号
岐阜県羽島郡笠松町中川町23、住民票上の住所神戸市灘区都通４丁目２番８―705号
債務者　豊村　幸恵（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９１号
岐阜市六条北３丁目４番５―202号　マンション長橋
債務者　名執　君雄
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎39番地
債務者　小澤きぬ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１０８２号
名古屋市南区呼続２丁目15番22号　ＩＳＴ呼続109―202号
債務者　河合　和代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部